

**鳥取市内の環境水からの
高病原性鳥インフルエンザ確認等に伴う
庁内連絡会議
(持ち回り開催)**

**日 時：令和2年12月15日（火）
場 所：書面開催
出 席：知事、危機管理局、
生活環境部、農林水産部**

1

会議内容

- 1 鳥取市気高町日光における高病原性鳥インフルエンザ確認概要
- 2 国及び鳥取県の対応
- 3 県民の皆様へのメッセージ

2

鳥取市気高町日光の検出事例概要

12月9日に鳥取市気高町で採取した環境水から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された。

1 野鳥糞便の採取地点

鳥取市気高町日光地内

2 経緯

12月 9日(水) ・県が環境水2検体と野鳥糞便10検体を採取

12月15日(火) ・鳥取大学が検査を実施した結果、環境水1検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)を検出

○糞便採取地の周辺10km圏内は、12/12に環境省が京都産業大学の調査結果から野鳥監視重点区域に指定済み

3

環境水・野鳥糞便採取地



環境省が設定する野鳥監視重点区域等



5

環境水・野鳥糞便の採取場所



採取場所①、②で、環境水各1検体、野鳥糞便各5検体を採取し、採取場所②の環境水から高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出。

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥)

11/5以降、環境省は野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げて監視を強化中。

番号	回収場所	試料	回収日	確定検査	監視重点区域指定・解除
1	北海道紋別市	野鳥糞便	10/24	H5N8亜型	指定10/30 → 解除11/23
2	鹿児島県出水市	環境(水)	11/9	H5N8亜型	指定11/13
3	鹿児島県出水市	野鳥糞便	11/5	H5N8亜型	指定11/17
6	鹿児島県出水市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/13
7	新潟県阿賀野市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/25
9	鹿児島県出水市	環境(水)	11/23	H5N8亜型	指定11/13
10	新潟県阿賀野市	野鳥糞便	11/16	H5N8亜型	指定11/25
11	和歌山県和歌山市	死亡野鳥(オシドリ)	12/3	H5N8亜型	指定12/3
12	鹿児島県出水市	環境(水)	11/30	H5N8亜型	指定11/13
13	岡山県小田郡矢掛町	死亡野鳥(ハヤブサ)	12/4	H5N8亜型	指定12/4
14	宮崎県延岡市	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	指定12/9
15	宮崎県都農町	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	指定12/9
16	香川県三豊市	死亡野鳥(ノスリ)	12/8	検査機関で検査中	指定12/10
17	鹿児島県出水市	環境(水)	12/7	H5N8亜型	指定11/13
18	鹿児島県出水市	環境(水)	12/7	H5N8亜型	指定12/11
19	鳥取県鳥取市	野鳥糞便	12/7	H5亜型	指定12/12
20	北海道古平郡古平町	死亡野鳥(マガモ)	12/8	検査機関で検査中	指定12/15
21	大分県宇佐市	死亡野鳥(マガモ)	12/11	検査機関で検査中	指定12/15
22	鳥取県鳥取市	環境(水)	12/9	H5亜型	指定12/12

(* 鹿児島県出水市、北海道倶知安町で回収された死亡野鳥(番号4、5、8)については、確定検査で高病原性鳥インフルエンザではないことが確認され、環境省による野鳥監視重点区域は解除されました。)

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生・検出状況



農林水産省HP「令和2年度国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況」より抜粋

(令和2年12月14日時点)

● 家きん
★ 野鳥

鳥取県の対応(野鳥)

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ関係調査・監視体制

- 東部の野鳥監視重点区域(環境水採取の翌日から30日間:1/8まで)の設定範囲については毎日、その他の地域は隔日に監視を強化
- 上記以外の河川、湖沼等の監視についても監視頻度を上げて実施(中部10カ所、西部:29カ所、週2回)
- 現在までのところ県内で野鳥の異常死等は確認されていない。引き続き監視を実施。

2 調査の実施状況

○野鳥の調査

- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づきウイルスの保有状況を調査

○環境省の糞便調査

- ・米子水鳥公園で10月に100検体採取、11/16 検査結果陰性の発表
12/15 追加調査を実施

○鳥取大学と連携した調査

- ・12/9に鳥取市気高町日光で野鳥糞便10検体と環境水2検体を採取し、鳥取大学で検査を実施し、12/15に環境水1検体から高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出
- ・12/18に東郷池で野鳥糞便を採取し、鳥取大学で検査を実施予定
(西部については、1月に検査を実施する方向で調整中)

9

鳥取県の対応(野鳥)

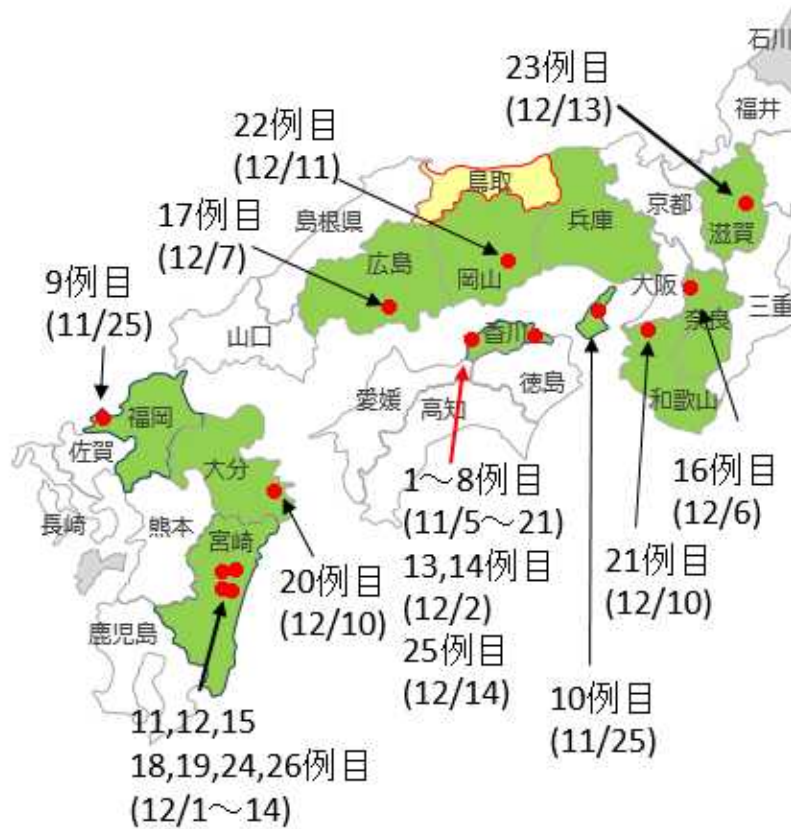
3 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底
- 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認
- * 10/30~12/15 鳥インフルエンザ相談件数 58件 (東部:13件、中部:9件、西部:36件)

4 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)



今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん2)

	発生県	鶏種	発生日	発生事例	処分羽数	防疫措置等
1	香川県	採卵鶏、種鶏、肉用鶏	R2. 11. 5 ~ 12. 14	11例 16農場	約1,737,000羽	10例は措置完了 1例は作業中
2	福岡県	肉用鶏	R2. 11. 25	1例 1農場	91,945羽	完了 (11月28日)
3	兵庫県	採卵鶏	R2. 11. 25	1例 1農場	145,024羽	完了 (12月3日)
4	宮崎県	肉用鶏	R2. 12. 1 ~ 12. 14	7例 9農場	約375,000羽	5例は措置完了、2例は作業中
5	奈良県	採卵鶏	R2. 12. 6	1例 1農場	77,386羽	完了 (12月7日)
6	広島県	採卵鶏	R2. 12. 7	1例 2農場	136,952羽	完了 (12月9日)
7	大分県	肉用鶏	R2. 12. 10	1例 3農場	55,500羽	完了 (12月11日)
8	和歌山県	採卵鶏	R2. 12. 10	1例 1農場	約67,000羽	作業中(殺処分は完了)
9	岡山県	採卵育成鶏	R2. 12. 11	1例 2農場	644,525羽	作業中(殺処分は完了)
10	滋賀県	採卵鶏	R2. 12. 12	1例 1農場	約11,000羽	完了(12月14日)
	合計			26例 37農場	約 333万羽	

鳥取県の対応(家きん)

- 1 宮崎県、香川県での発生情報の周知、この度のウイルスの検出について情報提供と注意喚起を行った。
- 2 県内全養鶏農場へ注意喚起と聞き取り実施
農場出入口の消毒、防鳥ネットの点検、早期通報、特に注意するポイントについてFAX済 疫学関連無
- 3 養鶏農場への立入検査(再度立入検査中)、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令(消石灰4,000袋)
県内全養鶏農場の飼養衛生管理基準、防鳥ネットの点検等
- 4 養鶏農場の堆肥舎、資材庫の防鳥ネット設置等支援
- 5 発生に備えた防疫訓練 本庁:12/17、18 地方機関実施済
- 6 日光池確認地点近隣の農場の立入検査実施(異常なしを確認)
(臨床検査、過去2週間の死亡羽数、消毒ネットの状況等)
※さらに10km圏内の農場2戸の調査を実施し対策を実施済
- 7 中国地方5県の広域連携協定に基づく支援
(岡山県からの要請に応じて12/12にペール缶1,000個を輸送)
- 8 宮崎県へ家畜防疫員1名派遣(12/15~12/16) ¹³

鳥取大学共同獣医学科 山口教授のコメント

- 今回、環境水から検出されたことは水を介して他の野鳥にウイルスが伝播している可能性があり、県内どこでも同様の状況と考え対応する必要がある。
- 養鶏農家にとっては、ウイルスを鶏舎内に侵入させないため、これまで通り飼養衛生管理基準の徹底と僅かな異変でもあれば躊躇せず県に通報することが重要
- 降雪や寒波があると鶏舎内への野生動物侵入頻度が高まる傾向があり、野生動物の侵入にいつそうの注意が必要

鳥インフルエンザ対応窓口

■野鳥、愛玩鳥、食の安全に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7777)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3149 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3145 (")
西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9317 (")

■ 平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

15

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡しその指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

16

【参考】

(注) 鳥インフルエンザについて
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。